

## 指導監査改善報告書

法人名：社会福祉法人神童福祉会

施設名：アトリオとねやまこども園、  
アトリオみなみおかこども園

| 項目   | 指摘内容  | 改善状況                      |  |
|------|---|---------------------------|--|
|      |   | 改善時期<br>又は<br>改善予定時期      | 改善報告   |
| 本部運営 | (評議員会の招集について)<br>評議員会を収集する際は、評議員会の日<br>の1週間前までに評議員に書面で通知<br>を行うこと。<br>【根拠法令等：社会福祉法第45条の9<br>第10項により準用する一般社団法人<br>及び一般財団法人に関する法律第182<br>条第1項、定款細則第7条】        | 令和5年6月の定時評議員会より改<br>善予定   | 今後、評議員会を招集する際には、「評<br>議員会の日<br>の1週間前まで」の正しい理解に基づ<br>き、開催日まで中7日以上空けて、書<br>面による招集通知を行うように致し<br>ます。         |
| 本部運営 | (理事会の招集について)<br>理事会を招集する際は、理事会の日<br>の1週間前までに、各役員に対して書<br>面等の方法により通知を行うこと。<br>【根拠法令等：社会福祉法第45条の<br>14第9項により準用する一般社団法<br>人及び一般財団法人に関する法律第94<br>条第1項、定款細則第15条】 | 令和5年3月2日の理事会より改善済         | 令和5年3月2日開催の理事会を招集<br>する際には、「理事会の日<br>の1週間前まで」の正しい理解に基づ<br>き、開催日まで中7日空けて、同年2<br>月22日に書面による招集通知を行<br>いました。 |
| 本部運営 | (理事の選任について)<br>理事に、各理事と特殊の関係にある者<br>が、理事総数の3分の1を超えて選<br>任することはできないため、是正する<br>こと。<br>【根拠法令：社会福祉法第44条第6<br>項】   | 令和5年6月の定時評議員会におい<br>て改選予定 | 現職理事の任期が令和5年6月の定<br>時評議員会<br>終了時までの為、次の理事選任決議<br>における理事候補者の人選におい<br>て法令の要件を満たすことを十分<br>に確認することで是正致します。   |

\* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

## 指導監査改善報告書

法人名：社会福祉法人神童福祉会

施設名：アトリオとねやまこども園、  
アトリオみなみおかこども園

| 項目    | 指摘内容  | 改善状況                 |  |
|-------|---|----------------------|--|
|       |   | 改善時期<br>又は<br>改善予定時期 | 改善報告   |
| 職員処遇  | <p>(児童が全員降園した時の開所時間について)</p> <p>入所児童が全員降園した場合に、閉園時間前に施設を閉めている状況が見られたが、重要事項説明書にその旨記載されていないので、重要事項説明書に記載し保護者に説明すること。</p> <p style="text-align: center;">[アトリオとねやまこども園]</p> <p>【根拠法令等：平成30年7月付け豊こ政第549号「児童が全員降園した時の開所時間について」】</p>                                    | 令和5年3月8日に改善済         | 令和5年度重要事項説明書に「入所児童が全員降園した場合に、閉園時間前に施設を閉めている」場合に関する旨の記載を行い、令和5年3月8日の保護者説明会において保護者に対する説明を行いました。                |
| 利用者支援 | <p>(園児の健康診断について)</p> <p>内科検診日に欠席したことにより、年2回受診できていない園児がいたため、乳児は年4回、幼児は年2回内科検診を受診させること。</p> <p style="text-align: center;">[アトリオとねやまこども園]</p> <p>【根拠法令：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条準用学校保健安全法施行規則第5条、平成29年6月15日付け豊こ事第237号「入所（園）児童における内科定期健康診断について」】</p> | 令和5年度中に改善予定          | 令和5年3月8日の保護者説明会で内科検診について、保護者に対して、乳児は年4回、幼児は年2回内科検診が必要である旨を説明し、令和5年度中においても周知を続けることで児童が必要回数の内科検診を受診できるように致します。 |

\*上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

## 指導監査改善報告書

法人名：社会福祉法人神童福祉会

施設名：アトリオとねやまこども園、  
アトリオみなみおかこども園

| 項目        | 指摘内容   | 改善状況                 |   |
|-----------|--|----------------------|---|
|           |  | 改善時期<br>又は<br>改善予定時期 | 改善報告  |
| 利用者<br>支援 | <p>(避難及び消火訓練について)<br/>避難及び消火訓練について、毎月実施できていない状況があったため、毎月1回以上実施すること。<br/>[アトリオとねやまこども園]<br/>【根拠法令等：豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第18条準用豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条】<br/>[添付資料 要①]</p> | 令和5年度中に改善予定          | 抜き打ちの避難及び消火訓練を実施するために開催日を職員に秘匿したところ実施を失念した経緯を踏まえ、年度当初に年間スケジュールを作成した上で、必要に応じ年間スケジュールとは別に抜き打ちの避難及び消火訓練を行うことで、確実に毎月1回以上の訓練を実施致します。 |
| 確認監査      | <p>(内容及び手続の説明及び同意)<br/>重要事項説明書の同意書はもれないように徴収すること。<br/>[アトリオとねやまこども園]<br/>【根拠法令：豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条】</p>  | 令和5年1月25日に改善済        | 令和4年度の重要事項説明書の同意書がもれていた利用者については直ちに徴収致しました。また、複数人で同意書の有無を確認する体制を整備し、今後は遺漏なく同意書を徴収致します。   |

\*上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

[添付資料 要①] 避難及び消火訓練の記録(2月、3月分)(写し)